

令和2年第5回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和2年11月27日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和2年11月27日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	閉会	令和2年11月27日	10時24分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
会議録署名議員	2番	天本 勉	3番	松石 健児		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 川添 紫	
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	松田 一也	福祉課長	吉田 茂喜		
	副町長	酒井 英良	建設課長	古賀 浩		
	教育長	柴田 昌範	会計管理者	酒井 智明		
	総務企画課長	熊本 弘樹				
	財政課長	平野 裕志				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第41号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第42号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第6 議案第44号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第45号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第46号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）

～午前 9 時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておますので、本日の会議は成立しました。  
これより令和 2 年第 5 回基山町議会臨時会を開会します。

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

○議長（品川義則君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、天本勉議員と松石健児議員を指名します。

**日程第 2 会期の決定**

○議長（品川義則君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日 1 日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

**日程第 3 ～ 8 議案第41号～議案第46号**

○議長（品川義則君）

日程第 3. 議案第41号から日程第 8. 議案第46号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、令和 2 年第 5 回臨時会に付議いたします議案について提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件が 3 件、予算案件 3 件を上程しております。

それでは、提案理由について説明いたします。

まず、議案第41号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について、議案第42号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月額の下げを行うため、「基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等」、「基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」及び「町長、副町長及び教育長の諸給与条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第44号から議案第46号までは、令和2年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第44号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第6号）につきましては、今回、補正予算として402万4,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも101億5,275万2,000円となります。

補正予算の主な内容といたしましては、期末手当の支給月額の下げに伴います職員手当等及び共済費の360万円の減額でございます。また、予備費により39万8,000円を減額し、調整を行っております。

議案第45号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、今回、補正予算として3万7,000円の減額をお願いしています。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも20億8,524万1,000円となります。

補正予算の内容といたしましては、期末手当の支給月額の下げに伴います職員手当等及び共済費の3万7,000円の減額でございます。

議案第46号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、今回補正予算として、5万2,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも7億2,113万5,000円となります。

補正予算の内容といたしましては、期末手当の支給月額の下げに伴います職員手当等及び共済費の5万2,000円の減額でございます。

以上、御審議賜り、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（品川義則君）**

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に、担当課長の詳細説明を求めます。

議案第41号、議案第42号、議案第43号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

それでは、議案第41号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等

の一部改正について、議案第42号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書は1ページから4ページまででございます。

今回の一部改正につきましては、人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月数の引下げを行うために改正するものでございます。

改正内容の詳細につきましては、議案資料に基づきまして御説明申し上げます。

議案資料5ページをお願いいたします。

人事院勧告の骨子の抜粋でございます。

本年の給与勧告につきましては、ボーナスを民間の支給状況を踏まえ、期末手当を0.05月の引下げを行うものとしたしました。また、月例給につきましては、民間給与との格差がマイナス0.04%と極めて小さかったことから俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わないこととしております。

7ページは一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の概要でございます。

8ページは特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要でございます。

9ページをお願いいたします。

基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の概要でございます。

基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例につきましては、条例第2条第1項の規定により採用された職員の期末手当について、年間3.4月分を3.35月分と0.05月分引き下げます。

令和2年度につきましては、12月支給分を1.7月から1.65月と0.05月引下げを行います。

令和3年度以降につきましては、6月分及び12月分とも1.675月とし、年間3.35月といたします。

基山町職員の給与に関する条例につきましては、職員のボーナスについて、期末手当、勤勉手当を合わせて年間4.5月分を4.45月分と0.05月分引下げを行います。

令和2年度につきましては、12月支給分の期末手当を1.30月から1.25月と、0.05月引下げを行います。

令和3年度以降につきましては、6月分及び12月分とも1.275月といたします。

10ページをお願いいたします。

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の概要でございます。

国家公務員の指定職職員のボーナス改定を受けて、特別職の改定も行われたことから改正をするものでございます。

内容は、いずれも期末手当について年間3.4月分を3.35月分と0.05月分引下げを行います。令和2年度につきましては、12月支給分を1.7月から1.65月と0.05月分引下げを行います。令和3年度以降につきましては、6月分及び12月分とも1.675月とし、年間3.35月といたします。

11ページをお願いいたします。

今回の条例改正による影響額をお示ししております。

影響額としては、期末手当の支給割合の引下げに伴い総額で275万4,000円の減額となっております。

最後に、施行日でございますが、交付の日から施行するとし、令和3年度以降分については、令和3年4月1日から施行するとしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（品川義則君）

詳細説明が終わりましたので、ここで10時まで休憩いたします。

～午前9時40分 休憩～

～午前10時 再開～

#### ○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

議案第41号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正についてに対する質疑を行います。ございませんか。末次議員。

#### ○5番（末次 明君）

今回の期末手当の支給月額引下げについては、人事院勧告であり、社会情勢に合わせたということでございますけれども、期末手当等につきましては、町職員にとりましてはローン返済とかの生活給にもやっぱり響くわけでございますよね。今回の下げ幅は低いわけですが、基山町の職員の組合ですね、労働組合については、どういう手順で説明を町とし

てはされておるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

組合のほうには、今年度、基山町の場合は人勸を尊重しておりますので、今年度の人勸についてはこういう形で出ておりますので、私どもとしては改定をさせていただくということで組合の委員長のほうにお話をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

そうすると、今回は別段、そうですねということで了承していただいているということいいわけですね。

それと、3問ですから——そこでちょっと、じゃお願いします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

私どもとしては、そのように理解をいたしております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

それから、第5条の基山町会計年度任用職員についてでございますけれども、これは今年度から期末手当が支給されるようになったんですかね。これにつきましてですけれども、この算定の基準になります月額給与、要するに100分の130のうちの100というところは、それぞれ職種によって違うと思うんですが、これというのは、応募されたときに公表されている17万8,000円ですとかいう、あの金額がこの基準の額になるんですか。それともまた別の計算方法があって、この100というのは出されるのでしょうか。そのあたりちょっと説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

会計年度任用職員につきましては、今年度から支給をさせていただくことといたしておりますけれども、募集のときに標準的な賃金をお示しして、採用時に採用された方の経験であったり学歴であったり、そういったところを勘案して格付をさせていただきますので、その格付を行った後に本人には月額幾らという御通知をお渡しするというので、御本人には通知をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

基本的なことをお伺いします。

基山町は、今まで、人事院勧告を尊重してということで給与、それから期末手当等、いろいろ上げ下げしておるわけですが、今後ともそういう考え方で給与関係は行うということよろしいのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

数年前に県内の市町の状況が、人勧ではなく佐賀県のほうの人事委員会のほうを支持していくということで変わったときも、本町の場合は、あくまでも人勧を尊重するというので申し上げてまいりましたので、今後ともその考えでいかせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

人勧の0.05じゃなくて、原則論について——原則論といいますか、議案第41号、この題名が基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正。この等の中で職員の給与条例なり会計年度任用職員のことを書いてあると思いますけど、基山町職員が160名いらっしゃって、あと何名かの任期付職員と会計年度任用職員の方がいらっしゃいますけど、この題名を基山町職員の給与に関する条例等の一部改正というふうな題名にすべきであると私は毎年のように言ってきています。恐らくこれは任用だから、基山町職員の給与条例という題名は出てこないんですよ。これは何で基山町一般職の任期付職員の採用どうど

うどうという題名になったのかは、例規集の中の目次から早いところに任期付ということが人事に関することがあるから、この題名を持ってきているんですよね。だから、私は基山町職員の給与に関する条例等の一部改正という題名をつけるべきと毎年のように言ってきましたけど、見た感じ、職員の給与条例は全然改正しないのかと、中身を見なければ分からないんですよね。だから、こういう分かりにくい書き方を町長は議案で毎年出されます。

だから、私は基山町職員の給与に関する条例等の一部改正という提案をすべきと言っておりますけど、執行部は全然、そういうことがない。私はこれはこれとしてですけど、県内の状況なり、よその状況なり、また見て、これはおかしいと私は思って、私が言っていることが違うかも分かりませんよ。しかし、私は主たる基山町職員の給与に関する条例等の一部改正という題名をつけるべきと思っておりますけど、全く変わらない。私はよその、これは第一法規ですかね、よそなり、国なり県なり聞いて、よその市町村あたり聞いて、これは正すべきと思っておりますけど、そういうことは全く調査研究もされず、ただ目次が早いからこの題名で済ませたと、そういうふうなやり方で、私は困ると思います。やはり町民の方が分かりやすい、基山町職員という大多数を占める条例改正の題名をつけるべきと。執行部の考えはあるかないか分かりませんが、やはり県なり他の市町村あたり調べて、適正な題名として来年からは提案されるように望みますけど、見解がありましたらお願いします。

**○議長（品川義則君）**

熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

この件につきましては、多分、私、総務企画課長を拝命してから毎年改定するたびにこの議論というのが出てきていると思っておりますけれども、確かに議員おっしゃるような形で題名をつけるということも一つの考え方だと思っております。ただ一方では、やはり題名そのものに一つの法則を持たせておかないと系統立ててできないというところもありますので、本町の場合については例規集の順番でさせていただくという取決めをしておりますので、そういった状況でさせていただきたいと思っております。

ただ、変更するしないは別にして、県内の状況であったりというのは少し調査をさせていただければと考えます。

**○議長（品川義則君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第41号に対する質疑を終結します。

次に、議案第41号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第41号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第41号は可決されました。

次に、議案第42号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第42号に対する質疑を終結します。

次に、議案第42号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第42号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第42号は可決されました。

次に、議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてに対する質疑を行います。ありませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

議案第42号でも聞いてよかったんですけども、特別職の場合は報酬審議会があらうかと思えますけれども、今回の改定については報酬審議会にはかけられましたか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この件については、今回については報酬そのものの見直しではなくて、期末手当の月数というところでございましたので、その分については一昨年等もそういったいろいろな御意見をいただく中では、直接報酬そのものを議論するのが報酬審議会であるというところもございましたので、昨年度からこの一時金の改定については行わないということを決めて、今年度もそのようなことで対応してきたところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

基本的には、この条例改正をする場合は報酬審議会にかけなければならないという中身があるんですね。改定だけじゃないんですよ。条例そのものを見直す場合と、多分そういうふうな文章があると思います。そうすると、一応、例えば報酬審議会の委員長に、例えばこうふうなことで基山町は今回条例改正を行うというふうな旨は通告するか、そういうふうな連絡をします。そういう中で、委員長の意見を受けて、委員長がそういう中で審議会にかけることまでは必要ないだろうというふうになれば、そういう扱いでしょうけれども、最初から全く委員長にも報告しないという中身はどうかというふうに思いますので、この点については、また今後検討をしてください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

報酬審議会そのものは常設ではございませんので、そういった諮問を行うときに発足することになっておりますので、相談する相手方が常時いらっしゃればそういった形になると思いますが、そういう状況ではございませんので、条例のほうは確認はさせていただきたいと思えますけれども、そういったところも踏まえたところで、次年度以降については対応させていただきたいと思えます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第43号に対する質疑を終結します。

次に、議案第43号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第43号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第43号は可決されました。

次に、議案第44号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第6号）に対する質疑を行います。

議案書の5ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6ページ、第1表 歳入歳出予算補正の歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7ページ、8ページの歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。3ページをお開きください。

歳入、18款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20款5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5ページ、歳出に入ります。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項1目から15目まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目から6目まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10ページに入ります。

3款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項2目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8 款 2 項 1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8 款 3 項 1 目、3 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8 款 5 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9 款. 消防費、1 項 2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10 款 1 項 2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10 款 4 項 1 目、3 目、4 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10 款 5 項 1 目、3 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14 款 1 項 1 目. 予備費。重松議員。

○9 番（重松一徳君）

これは給与費の明細の関係で少し、私も見ていて分からない面がありますので、ちょっと聞きますけど、26ページの会計年度任用職員の関係で、今回期末手当の改正に伴ってですけども、26ページの一番下ですね、職員手当の内訳で補正前という形で、補正の額はなくて補正前で1,401万円という形になっていますけれども、0.05月分を減額した部分で補正予算額でマイナスが出ていない部分、あとの職員なんかは全てそれで出ていますね。前の25ページにしても。この辺は、これはどのような形になっているのか、少し説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

会計年度任用職員につきましては、今年度の4月から制度を創設したわけでございますけれども、昨年12月第4回定例会に上程した際に、最終的には期末手当の額というのは3年後に条例でいうところの金額になるというところで、令和2年度、令和3年度については経過措置を設けさせていただいておりました。今回、改定をさせていただいた1.3というところから0.05月下げる分というのは、この予定で参りますと令和4年度からということになりますので、今年度分については当初の予定どおりお支払いをさせていただくというところで増減がないというところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私、そこが少し誤解していましたけれども、今言われている部分だったら、もうこれは可決した部分ですからあれですけども、会計年度任用職員は、今回のこの期末手当の減額については影響はないというふうな扱いで理解していいんですね。はい、分かりました。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第44号に対する質疑を終結します。

次に、議案第44号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第44号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第44号は可決されました。

次に、議案第45号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。

議案書の9ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。3ページをお開きください。

歳入の部、7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出、1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5ページ、給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6 ページ、給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第45号に対する質疑を終結します。

次に、議案第45号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第45号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第45号は可決されました。

次に、議案第46号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑を行います。

議案書の12ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、次に、補正予算書に関する説明書に入ります。

1 ページをお開きください。

実施計画兼事項別明細書の収益的収入及び支出の収入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出の部、3 ページ、4 ページ、5 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

資本的収入及び支出、収入の部。6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出の7 ページから8 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、キャッシュ・フロー計算書、9 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10ページの下水道事業給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11ページ、予定損益計算書、12ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

予定貸借対照表、13ページから14ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

資本の部、16ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第46号に対する質疑を終結します。

次に、議案第46号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第46号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第46号は可決されました。

以上をもちまして令和2年第5回基山町議会臨時会を閉会します。

～午前10時24分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 品川 義 則

基山町議会議員 天 本 勉

基山町議会議員 松 石 健 児